

国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領

一般社団法人 J ミルク	
制定	2017年4月7日
一部改正	2017年6月26日
一部改正	2018年3月26日
一部改正	2019年5月30日
一部改正	2020年9月7日
一部改正	2021年3月15日
一部改正	2022年4月27日
一部改正	2023年4月6日

一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という。）は、2020 年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの国産牛乳乳製品高付加価値化事業（以下、「本事業」という。）に係る助成については、その適正かつ円滑な運営を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017 年 1 月 20 日制定、2023 年 2 月 22 日一部改正。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 1 事業の内容

J ミルクは、事業実施主体が実施する次の事業に要する費用について助成する。

1 国産牛乳乳製品高付加価値化等の推進

事業実施主体が、会員乳業者や専門家等で構成する検討会を設置し、地域乳業における製品の高付加価値化や持続可能性を高める取り組みを推進するため具体的な対策を検討し実践を推進する事業

2 国産牛乳乳製品高付加価値化等の支援

事業実施主体が、地域乳業の高付加価値化及び経営の持続可能性の強化を図るために行う次の取り組みについて助成する事業

(1) 技術・人材開発のための研修並びに SDGs の推進等

- ① 国産牛乳乳製品の高付加価値化プランの策定、技術・品質に係る改善と習得、人材開発のための研修会のほか、環境負荷の低減・ビジネスと人権に関する対応・地域社会への貢献など SDGs に関する課題解決を推進するための取り組み。
- ② 人材育成を通して経営基盤強化を図るため、若手役職員等を対象とした経営管理・マーケティング・商品開発・品質管理、環境負荷低減など SDGs に関する課題解決等の外部研修の参加及び人事交流並びに事業実施乳業者が自ら関連する研修を企画し開催する取り組み。

(2) 地域酪農と連携した商品開発並びに SDGs の推進等

- ① 同じ地域の酪農家や酪農組織と連携し、地域酪農や地域特性を生かした高

付加価値化商品を開発するため関連する調査の実施や専門家の現地指導等による商品コンセプトの設計、販売戦略の構築、PR活動等を行う取り組み。

- ② 国産牛乳乳製品の輸出促進を図るため、輸出に関する調査の実施や専門家の現地指導等を受けて、輸出戦略を構築する取り組み。
- ③ 地域における SDGs につながる活動を推進するため、関連する調査の実施や専門家の現地指導、推進体制の構築、事例作り等を行う取り組み。

(3) 優れた事業成果の共有化(持続可能な活動等の創出)

地域乳業の持続可能な経営基盤を強化するため、地域の乳業者が連携して、必要な調査の実施や専門家の現地指導等を受け、物流の効率化や共同販売、共同 PR、SDGs への対応など、新たな活動を創出する取り組み。

なお、事業実施主体は、関係者に対してその成果の共有を図るものとする。

(4) 調査や指導等

事業実施主体が上記(1)～(3)の会員乳業者等を支援するため、関連する調査や専門指導、会員乳業者等に対する取り組み支援ツールの提供等を行う取り組み。

第2 事業実施主体

本事業が助成の対象とする事業実施主体は、次の通りとする。

なお、事業実施主体となる乳業者(以下、「事業実施乳業者」という。)は、Jミルクの一般拠出金及び酪農乳業産業基盤強化基金要領に定める基盤強化対策金の支払い実績を有するものとする。

1 第1の1の事業は、一般社団法人日本乳業協会、全国乳業協同組合連合会及び全国農協乳業協会(以下、「乳業団体」という。)

2 第1の2(1)①の事業は、乳業団体及びJミルク会員たる地域ブロックを範囲とする乳業団体及びその都府県会員(以下、「地域乳業団体」という。)

3 第1の2(1)②③の事業は、事業実施乳業者

4 第1の2(2)の事業は、乳業団体、地域乳業団体または事業実施乳業者が生産者団体等と構成する自主的なネットワーク組織(以下、「酪農乳業ネットワーク」という。)

5 第1の2(3)の事業は、乳業団体、地域乳業団体または事業実施乳業者が2社以上の乳業者(子会社・関連会社は除く)で構成する自主的なネットワーク組織(以下、「乳業者ネットワーク」という。)

6 第1の2(4)の事業は、乳業団体

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は2020年度から2024年度までの5か年とする。なお、この要領による事業の助成申請対象期間は、2023年度の1年間とする。

第4 助成の対象となる費用及び助成率

本事業が助成の対象とする事業の費用及び助成率は、次の通りとする。

1 第1の1の事業の助成対象となる費用

会場借料、会議費、委員旅費、専門家委員謝金、専門家旅費、原稿料、事務費用、本事業の推進に必要と認められるその他の費用

2 第1の2の事業の助成対象となる費用

(1) 技術・人材開発のための研修等

会議・研修会の開催に係わる会場借料、会議費、講師謝金・旅費、参加者旅費、事務局旅費、人事交流費用

外部研修参加に係わる研修会参加費及び旅費

(2) 地域酪農と連携した商品開発等

会場借料、会議費、参加者旅費、事務局旅費、調査費、調査旅費、原稿料、専門家謝金・旅費、展示会出展費用等

(3) 優れた事業成果の共有化

会場借料、会議費、参加者旅費、事務局旅費、調査費、調査旅費、原稿料、専門家謝金・旅費、展示会出展費用等

(4) 調査や指導等

調査費、調査旅費、原稿料、専門家謝金・旅費、啓発資材費、事務費用、本事業の推進に必要と認められるその他の費用

(5) 本事業実施のために要する郵送費、振込手数料等で請求書等により明らかに本事業として区分可能な事務費用のほか、本事業の推進に必要と認められる費用

3 助成の対象となる費用の助成の上限等

1及び2における費用の助成の上限額等については、下表の通りとする。なお、上限額を超えた費用については、事業実施主体が負担するものとする。

また、事業対象となる会議、研修会、専門家派遣、調査など、人との接触が伴う事業については、酪農乳業における新型コロナウイルスへの感染防止と「新しい生活様式」への適応を促進するため、積極的にオンラインで実施するものとする。

事業実施主体毎の1年間の助成の上限額等

事業名	対象者	上限額等(税抜)
第1の1国産牛乳乳製品 高付加価値化等の推進	1乳業者団体あたり	100万円
第1の2国産牛乳乳製品 高付加価値化の支援		
(1)技術・人材開発のため の研修並びにSDGsの 推進等	① 1乳業者団体・地域乳業者団体あたり ② 1事業実施乳業者の研修会等支援回 数・人数(外部研修・社内研修の合計) 年3回で外部研修は1回あたり3人 まで。助成対象は、1回の研修期間は 2日間までとする ③ 人事交流対象者 1事業実施乳業者1人まで(12か月 分)(人事交流期間が対象)	① 200万円 ② 上限回数まで の費用 ③ 1人当たり1 か月5万円
(2)地域酪農と連携した 商品開発並びにSDGsの 推進等	① 1乳業者団体・地域乳業者団体あたり ② 1酪農乳業ネットワークあたり	① 100万円 ② 150万円
(3)優れた事業成果の共 有化(持続可能な活動等 の創出)	① 1乳業者団体・地域乳業者団体あたり ② 1乳業者ネットワークあたり	① 100万円 ② 150万円
(4)調査や指導等	1乳業者団体あたり	200万円

専門家謝金・原稿料・旅費等

項目	対象期間・回数	上限額
① 会議出席謝金		
大学教授・准教授・特別な専門家	1日1回あたり	3.5万円
研究者、実践者		1.5万円
学識経験者(業界OB等)		1万円
② 外部研修参加費	1日あたり	5万円
③ 社内研修・調査・コンサルティング等の謝金	1日あたり	
大学教授・准教授・特別な専門家		5.5万円
学識経験者(業界OB等)		1.5万円
専門会社等の特別な専門家		8万円(ただし請求 額の範囲)
④ 旅費(航空券に関しては、極力割引運賃や旅 行パックなどを使用し経費節減に努める)	—	事業実施主体の旅 費規程を適用
⑤ 調査費	1件当たり	30万円以内
⑥ 展示会関係費(年1回上限)	1件当たり	30万円以内
⑦ 原稿料	400字あたり	5千円以内

なお、乳業団体及び地域乳業団体が実施する会議・研修会参加者旅費の助成対象となる乳業者は、Jミルクの一般拠出金及び基盤強化対策金を拠出している者に限定するものとする。

第5 事業実施の手順と手続き

1 事業実施助成申請書等の提出

- (1) 事業実施主体は、本事業からの助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期間までに、別紙様式第1号の助成申請書をJミルクに提出するものとする。
- (2) Jミルクは、事業実施主体から提出された助成申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認するものとする。

2 助成申請内容の変更

事業実施主体は、助成が承認された後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、別紙様式第2号の助成変更承認申請書をJミルクに提出するものとする。

- ① 事業の中止又は廃止
- ② 助成の増加を伴う事業費の変更

3 助成金の概算払い

- (1) Jミルクは、本事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、原則として、助成承認額の交付助成額を限度として、助成金の概算払いをすることができる。
- (2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書をJミルクに提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書をJミルクに提出するものとし、Jミルクはこれを審査の上、助成金を支払うものとする。

5 助成金の返還

- (1) 事業実施主体は、助成金の支払後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部について速やかに返還するものとする。
- (2) 事業が終了した場合であっても、実施要件等に適合しない事実が確認された場合は、事業実施主体の責任において、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還するものとする。

6 事業実施細則の提出

本事業の実施に当たり、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、Jミルクに提出するものとする。

第6 消費税及び地方消費税の取扱い

事業実施主体は、Jミルクに対して助成承認申請書を提出するに当たり、当該

事業費の消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額)を除いた額(税抜で)申請すること。ただし、助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体においては、この限りではない。(原則として、Jミルクからの助成金に係る消費税の取り扱いは不課税となります)

第7 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

- (1) 事業実施主体は、本事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し保管するものとする。
- (2) ただし、その保存期間は、本事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

Jミルクは、この要領に定めるもののほか、本事業の実施及び実績について、必要に応じ事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

第8 その他

- (1) 事業実施主体は、事業の円滑な推進を図るため、本事業の関係者に対し、他の事業との連携に配慮しつつ本事業の周知徹底に努めるものとする。
- (2) Jミルク会長は、本事業の実施状況等を踏まえ、この要領について必要な見直しを行うことができるものとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、Jミルクが別に定めることができるものとする。

附則

- 1 この要領は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正は、2017年6月26日から施行し、2017年4月1日から適用するものとする。
- 3 この要領の改正は、2018年3月26日から施行し、2018年4月1日から適用するものとする。
- 4 この要領の改正は、2019年5月30日から施行し、2019年4月1日から適用するものとする。
- 5 この要領の改正は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用するものとする。
- 6 この要領の改正は、2021年3月15日から施行し、2021年4月1日から適用するものとする。
- 7 この要領の改正は、2022年4月27日から施行し、2022年4月1日から適用するものとする。
- 8 この要領の改正は、2023年4月6日から施行し、2022年4月1日から適用するものとする。

年 月 日 番 号

一般社団法人Jミルク
会長 様

住所
団体・事業者名
代表者役職・氏名

2023年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領第5の1の規定に基づき、下記の通り助成金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容
別紙の通り

3. 事業に要する経費及び負担区分

事業名	事業費 (①+②)	負担区分		備考
		Jミルク助成金①	自己負担等②	
1)高付加価値化の推進				
2)高付加価値化の支援				
(1)技術・人材開発研修等				
(2)地域連携商品開発等				
(3)優れた事業成果の共有化				
(4)調査・指導等				
合 計				

↑ 助成金交付申請額

助成金に関する消費税の取り扱い(いずれかに○をご記入ください)

<input type="checkbox"/> 消費税抜き	<input type="checkbox"/> 消費税込み	※免税事業者・簡易課税事業者は、消費税込みで申請いただけます
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

4. 事業の開始及び完了予定日

年 月 日 ~ 年 月 日

5. 添付書類 別紙：国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施計画書

6. 申請ご担当者

担当部署・役職		お名前	
住所	〒		
電話番号		E-mail	

国産牛乳乳製品高付加価値化事業 実施計画書
(または実績報告書)

1. 国産牛乳乳製品高付加価値化の推進
検討会の開催

実施内容						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
会場借料						
会議費						
委員旅費						
専門家委員謝金						
専門家委員旅費						
調査費 ()						
その他 ()						
合計						

注1)別紙に検討会の設置要領・委員名簿・開催日、協議・検討内容、スケジュール等を添付してください。

注2)調査を行う場合は、調査のジャンル毎に実施内容の欄に記載してください。また、別紙に調査及び分析等実施時期、主な内容を添付してください。

2. 国産牛乳乳製品高付加価値化の支援

(1) 技術・人材開発のための研修等

① 研修会の開催等

実施内容						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
会場借料						
会議費						
講師旅費						
講師謝金						
参加者旅費						
その他 ()						
合計						

注1)研修会・研究会のテーマ毎に実施内容を記載し、別紙に、開催時期、研修等の内容を添付してください。

注2)実績報告時は、報告書(参加者名簿・研修資料・アンケート結果等)を添付してください。

②外部研修への参加

実施内容						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
外部研修参加費						
旅費						
外部研修参加費						
旅費						
合計						

注1)外部講習会のテーマを「実施内容」の欄に記載し、複数の研修に参加する場合は、費目の区分をそれぞれ記載してください。

注2)実績報告時は、別紙に、外部研修の成果等を添付してください。

③社内研修の実施

実施内容						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
講師謝金						
講師旅費						
その他 ()						
合計						

注1)社内のテーマを「実施内容」の欄に記載してください。別紙に社内研修の目的や実施スケジュール等を添付してください。

注2)実績報告時は、別紙に、社内研修の成果等を添付してください。

④人事交流

実施内容						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	期間(か月)	合計	Jミルク	自己負担等
人事交流費用		1				

注1)人事交流の内容(職員の役職・氏名・交流先)を実施内容に記載してください。

注2)実績報告時は、別紙に、人事交流の成果等を添付してください。

(2) 地域酪農と連携した商品開発等

①高付加価値化商品開発

生産者または生産者団体と構成する自主的なネットワーク組織の概要						
現状の課題と実施内容（実績報告時は成果と課題を記載）						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
専門家謝金						
専門家旅費						
調査費						
その他 ()						
合計						

注1)高付加価値化商品の開発の取り組みを実施内容を記載し、別紙に商品開発の実施体制やスケジュール等を添付してください。

注2)実績報告時は、別紙に具体的な調査結果・新商品の概要やPR活動等の実施内容と今後の見通し等を添付してください。

②牛乳乳製品の輸出促進またはSDGsの推進

生産者または生産者団体と構成する自主的なネットワーク組織の概要						
現状の課題と実施内容（実績報告時は成果と課題を記載）						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
専門家謝金						
専門家旅費						
調査費						
その他 ()						
合計						

注1)輸出促進やSDGs推進に向けた取り組みや実施内容を記載し、別紙に実施体制やスケジュール等を添付してください。

注2)実績報告時は、別紙に調査結果・輸出促進の方法やSDGs推進の取組結果と今後の見通し等を添付してください。

(3) 優れた事業成果の共有化

2社以上で構成する自主的なネットワーク組織の概要						
現状の課題と実施内容（実績報告時は成果と課題を記載）						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
専門家謝金						
専門家旅費						
調査費						
その他 ()						
合計						

注1)乳業者が連携して経営基盤強化を強化するための取り組みを実施内容を記載し、別紙に具体的な活動の実施体制やスケジュール、成果の共有方法の方針等を添付してください。

注2)実績報告時は、別紙に調査結果や共同の取り組みで得られ成果、成果の共有方法、今後の見通し等を添付してください。

(4) 調査・指導等

実施内容						
費目	事業費				負担区分	
	単価	員数	回数	合計	Jミルク	自己負担等
専門家謝金						
専門家旅費						
調査費						
啓発資材費						
その他 ()						
合計						

注1)調査・指導等の実施内容を記載し、別紙に具体的な活動の実施体制やスケジュールを添付してください。

注2)実績報告時は、別紙に、調査結果や作成した啓発資材等を添付してください。

年 月 日 番 号

一般社団法人Jミルク
会長 様

住所
団体・事業者名
代表者役職・氏名

年 月 日付け23Jミルク発第 号で助成金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品高付加価値化事業について、下記のとおり変更いたしたいので、国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領第5の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の理由

2. 事業の変更内容

別紙 事業実施計画変更書の通り

様式第1号の「事業実施計画書」を「事業実施計画変更書」に書き換え、変更後の事業の内容及び経費の配分がわかるように変更部分のみを二段書きにして、変更前を括弧書きもしくは斜体で上段に記載してください。

なお、添付書類については、助成申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付をお願いします。

3. 申請ご担当者

担当部署・役職		お名前	
住所	〒		
電話番号		E-mail	

番 号
年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 様

住所
団体・事業者名
代表者役職・氏名

年 月 日付23Jミルク発第 号で助成金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品高付加価値化事業について、下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品高付加価値化事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、併せて精算額の交付を請求します。

記

1. 事業の実施結果
別紙の通り

2. 事業に要した経費及び負担区分

事業名	事業費 (①+②)	負担区分		既概算払受領額 (b)	精算払請求額 (a-b)
		Jミルク助成金 ①(a)	自己負担等②		
1)高付加価値化の推進	0	0	0	0	0
2)高付加価値化の支援	0	0	0	0	0
(1)技術・人材開発研修等	0	0	0	/	/
(2)地域連携商品開発等	0	0	0	/	/
(3)優れた事業成果の共有化	0	0	0	/	/
(4)調査・指導等	0	0	0	/	/
合 計	0	0	0	0	0

助成金に関する消費税の取り扱い(いずれかに○をご記入ください)

↑精算払額

<input type="checkbox"/> 消費税抜き	<input type="checkbox"/> 消費税込み
--------------------------------	--------------------------------

3. 事業完了年月日 年 月 日

4. 振込先

金融機関名		支店名	
口座の種類 (フリガナ)		口座番号	
口座名義			

5. 添付書類

- 1)別紙：国産牛乳乳製品高付加価値化事業実績報告書
2)事業で実施した会議・調査等の報告書等
(会議・研修等の内容、商品開発、調査等の報告書等を添付資料としてご提出ください。)

6. 申請ご担当者

担当部署・役職		お名前	
住所	〒		
電話番号		E-mail	

番 号
年 月 日

一般社団法人Jミルク
会長 様

住所
団体・事業者名
代表者役職・氏名

年 月 日付け23Jミルク発第 号で助成金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品高付加価値化事業について、下記により概算払により交付されたく、高付加価値化事業実施要領第5の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 助成金交付決定額

(1)高付加価値化の推進	円
(2)高付加価値化の支援	円
合計	円

2. 概算払い請求額

(1)高付加価値化の推進	円
(2)高付加価値化の支援	円
合計(概算払請求額)	円
(交付決定額の %)	

3. 振込先

金融機関名		支店名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

4. 申請ご担当者

担当部署・役職		お名前	
住所	〒		
電話番号		E-mail	